

# 給与所得者異動届出書の記載方法について

- ◎退職等で異動があった場合、その月の翌月以降の町県民税は、一括徴収するか、普通徴収または転勤先の特別徴収に切り替えるかになりますので、異動がありましたら翌月10日までの届をお願いします。（それぞれの記入例は次ページ以降）
- ◎「法人番号」および「個人番号」の記入が必要となります。

給与支払者（特別徴収義務者）の「法人番号」13ケタを記入してください。 ※個人事業主の場合は「個人番号（マイナンバー）」12ケタを記入してください。		※市町村 処理欄	現年度	新年度
年月日	特別徴収義務者 名称（氏名）	特別徴収 指定番号	担当者 所属	新年度
	法人番号又は個人番号	担当者 氏名	担当者 電話番号	
給与 所得者	氏名	給与の支払いを受け なくなった後の住所	個人番号	
受給者番号	生年月日	退職した年の1月1日 現在の住所		
(ア)特別徴収 税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由
円	月分から 月分まで 円	円	月 年 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他
				① 特別徴収継続 ⇒ A欄へ 2. 一括徴収 ⇒ B欄へ 3. 普通徴収 ⇒ C欄へ
				※市町村 処理欄
				入力日
				事変通
				事納
				事個変通
				発送日

  

A. 特別徴収継続		B. 一括徴収		C. 普通徴収（一括徴収できない理由）	
(ウ)の未徴収税額を新しい勤務先が給与から徴収する		(ウ)の未徴収税額を本人が払う。		(ウ)の未徴収税額を本人が払う。	
新しい 勤務先	所在地	徴収先	計	1 異動が12月31日までで、本人からの申出がないため。	
名称			円	2 1月1日以降の給与、退職手当が上記の(ウ)の未徴収税額以下のため。	
電話番号				3 死亡による退職のため。	

  

特別徴収税額を給与から何月までいくら徴収したかを記入してください。	(ア)年税額から(イ)徴収済額を引いた残りの税額を記入してください
※市町村 処理欄	指定番号:
(申出日: 月 日)	異動者印

特別徴収税額の決定通知書（左端）に記載の「指定番号」9ケタを記入してください。

退職者の「個人番号（マイナンバー）」12ケタを記入してください。

退職後の住所を上段に、退職した年の1月1日現在の住所を下段に記入してください。

退職後の徴収方法を1～3のいずれかを選び、対応するA～C欄を記入してください。

(記載例1)新しい勤務先で残りの税額を徴収する場合  
 ≪ 特別徴収継続 ≫

琴浦町長様  年月日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2												
		名称(氏名)	株式会社 琴浦町												
		法人番号又は個人番号	1	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		※市町村処理欄	現年度	新年度											
		特別徴収指定番号	100000000												
		担当者連絡先	所属	経理課給与係											
			氏名	東伯 花子											
			電話番号	0858-52-XXXX											

給与所得者	氏名	琴浦 太郎			給与の支払いを受けなくなった後の住所	東伯郡琴浦町大字赤碓1140番地1			個人番号											
	受給者番号	123	生年月日	平成元. 1. 1	退職した年の1月1日現在の住所	同上			0	1	2	3	4	5	6	4	8	9	1	0
(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法				※市町村処理欄	年度	入力日									
円 36.000	6月分から12月分まで 円 21.000	円 15.000	20××年 1月31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	① 特別徴収継続 ⇒ A欄へ 2. 一括徴収 ⇒ B欄へ 3. 普通徴収 ⇒ C欄へ				事変通		個変通									
									事納		個納									
									事個変通		発送日									

**A. 特別徴収継続**  
 (ウ)の未徴収税額を新しい勤務先が給与から徴収する

新しい勤務先	所在地	〒680-0011 鳥取市東町××-〇〇
	名称	鳥取工業(株)
	電話番号	0857 - 〇〇 - ××××

上記勤務先へ月割額 **3.000** 円を  
**1** 月分より徴収するよう連絡済です。

※市町村処理欄 指定番号:

**B. 一括徴収**  
 (ウ)の未徴収税額を退職時に一括して徴収する。

徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計
.	円	円
.	円	

\_\_\_ 月分( \_\_\_ 月 \_\_\_ 日納期)で納入

新しい勤務先の所在地・名称を確認し、徴収する金額等を連絡してから記入してください。

**C. 普通徴収(一括徴収できない理由)**  
 (ウ)の未徴収税額を本人が払う。

- 異動が12月31日までで、本人からの申出がないため。
- 1月1日以降の給与、退職手当が上記の(ウ)の未徴収税額以下のため。
- 死亡による退職のため。

◎特別徴収に係る給与所得者異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出して下さい。

◎用紙が不足した場合は、コピーして使用してください。

## (記載例2)退職後の残りの税額をまとめて徴収する場合 《 一 括 徴 収 》

琴浦町長様  年 月 日	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地(住所)	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2					※市町村 処理欄	現年度	新年度							
		名称(氏名)	株式会社 琴浦町					特別徴収 指定番号	100000000								
		法人番号又は個人番号	1	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	担当者連絡先	所属
										氏名	東伯 花子			電話番号	0858-52-XXXX		

給与所得者	氏名	琴浦 太郎		給与の支払いを受けなくなった後の住所	東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1					個人番号												
	受給者番号	123	生年月日	平成元. 1. 1	退職した年の1月1日現在の住所	東伯郡琴浦町大字徳万266番地5					0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法					※市町村 処理欄	年度	入力日										
円	6月分から 11月分まで 円	円	20××年 12月31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 ⇒ A欄へ 2. 一括徴収 ⇒ B欄へ 3. 普通徴収 ⇒ C欄へ					事変通		個変通										
36,000	18,000	18,000								事納		個納										
										事個変通		発送日										

必ず記入してください

### A. 特別徴収継続

(ウ)の未徴収税額を新しい勤務先が給与から徴収する

新しい勤務先	所在地	〒
	名称	
	電話番号	— —

上記勤務先へ月割額 \_\_\_\_\_ 円を  
\_\_\_\_\_ 月分より徴収するよう連絡済です。

※市町村  
処理欄 指定番号:

### B. 一括徴収

(ウ)の未徴収税額を退職時に一括して徴収する。

徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計
12・20	18,000 円	18,000 円

**12月分(1月10日納期)で納入**

12月31日までに一括徴収の申出をされた方の承諾印をお願いします。  
※1月1日以降は不要。

(申出日: 12月15日)

異動者印

### C. 普通徴収(一括徴収できない理由)

(ウ)の未徴収税額を本人が払う。

1 異動が12月31日までで、本人からの申出がないため。

退職者の印を押してください  
(1月1日以降の退職者については不要)

◎特別徴収に係る給与所得者異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出して下さい。

◎用紙が不足した場合は、コピーして使用してください。

**(記載例3)退職後の残りの税額を本人が納付する場合**  
**≪ 普 通 徴 収 ≫**

琴浦町長様  年月日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2												
		名称(氏名)	株式会社 琴浦町												
		法人番号又は個人番号	1	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		特別徴収指定番号	100000000												
		担当者連絡先	所属	経理課給与係											
			氏名	東伯 花子											
			電話番号	0858-52-XXXX											

給与所得者	氏名	琴浦 太郎		給与の支払いを受けなくなった後の住所	東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1			個人番号												
	受給者番号	123	生年月日	平成元. 1. 1	退職した年の1月1日現在の住所	東伯郡琴浦町大字徳万266番地5			0	1	2	3	4	5	6	4	8	9	1	0
(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法			※市町村処理欄	年度	入力日										
円	6月分から10月分まで 円	円	20××年10月31日	①. 退職 ②. 転勤 ③. 休職 ④. 長期欠勤 ⑤. 死亡 ⑥. その他	1. 特別徴収継続 ⇒ A欄へ 2. 一括徴収 ⇒ B欄へ ③. 普通徴収 ⇒ C欄へ			事変通		個変通										
36,000	15,000	21,000						事納		個納										
								事個変通		発送日										

(ウ)の未徴収税額

(イ)、(ウ)は正しく記入してください

新しい勤務先	所在地	
	名称	
	電話番号	- -

上記勤務先へ月割額 \_\_\_\_\_ 円を  
 \_\_\_\_\_ 月分より徴収するよう連絡済です。

※市町村処理欄 指定番号:

**B. 一括徴収**

(ウ)の未徴収税額を退職時に一括して徴収する。

徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計
.	円	円
.	円	

\_\_\_\_\_ 月分( 月 日納期)で納入

12月31日までに一括徴収の申出をされた方の承諾印をお願いします。  
 ※1月1日以降は不要。

(申出日: 月 日)

異動者印 ⑤

**C. 普通徴収(一括徴収できない理由)**

(ウ)の未徴収税額を本人が払う。

- ① 異動が12月31日までで、本人からの申出がないため。
- ② 1月1日以降の給与、退職手当が上記の(ウ)の未徴収税額以下のため。
- ③ 死亡による退職のため。

上記1~3の理由に該当しない場合は必ず一括徴収してください

◎特別徴収に係る給与所得者異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出して下さい。

◎用紙が不足した場合は、コピーして使用してください。